

# 東葛「老後の安心プラン」

～ 継続的見守りから死後事務まで ～



認定NPO法人 東葛市民後見人の会

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

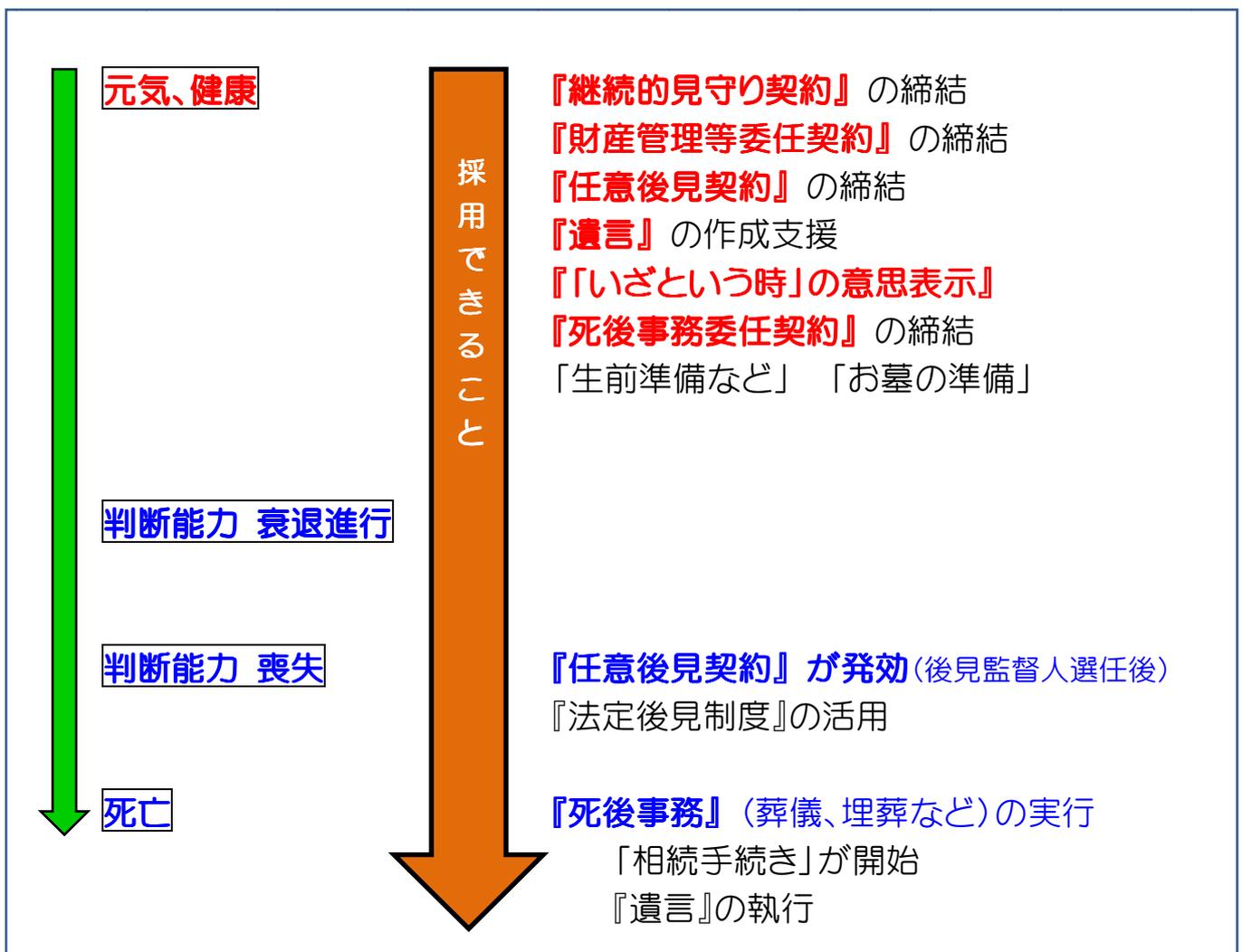
## 目次

1、	老齡化の段階に応じての「任意後見制度」の活用と 「安心を生む一連の契約」 .....	P 2
2、	「継続的見守り契約」 .....	P 4
3、	「財産管理等委任契約」 .....	P 4
4、	「身元引受保証」 .....	P 5
5、	まず、成年後見制度について .....	P 5
6、	成年後見制度の種類(類型) .....	P 5
7、	『任意後見契約』締結のために、 「任意後見制度」の一般的な流れを知りましょう。 .....	P 7
8、	「遺言」の必要性 .....	P 8
9、	「公正証書遺言」の作成支援 .....	P 8
10、	「いざという時」の意思表示 .....	P 9
11、	「死後事務委任契約」 .....	P 9
12、	「倫理宣言」 .....	P 9
13、	【書式 1】 継続的見守り契約書 .....	P 10
14、	【書式 2】 財産管理等委任契約書 .....	P 12
15、	【書式 3】 任意後見契約公正証書 .....	P 16
16、	【書式 4】 「いざという時」の意思表示公正証書 .....	P 21
17、	【書式 5】 死後事務委任契約書 .....	P 23

ひとり暮らしの高齢者の方や障害者の方など、将来の不安に対して安心して生活するため、判断力が衰え始めた時、万一の時など、事前に準備しておくことにより、その不安に備えることができます。そのための東葛『老後の安心プラン』をご活用ください。



## 1、老齢化の段階に応じての「任意後見制度」の活用と「安心を生む一連の契約」



時間の流れを想定した一連の契約等で対応することにより、自己の意思を明確に実行できるようになり、安心を得られます。なお、契約は公正証書にての作成が必要です。

- ① ひとり身などの方が、意思能力がしっかりしている時に、将来の自分の判断能力が徐々に衰退していく時に自分を見守ってくれる『**継続的見守り契約**』にて対応できます。判断能力喪失の見極めを行い、次の『**任意後見契約**』開始のための申立て手続きにつなげることができます。
- ② 『**財産管理等委任契約**』は、「継続的見守り契約」に追加して、ひとりで銀行などに行けなくなり日常の金銭管理ができなくなった時、その他の財産管理の援助を行う契約です。管理事項を個別に決めて対応します。
- ③ 『**任意後見契約**』は、自己の判断能力が不確実になってから死亡までの間に関する財産管理、身上監理に関する事項を規定します。しかし、死亡後のことは規定できません。
- ④ 『**遺言**』は、自己が死亡した後の相続財産配分、および祭祀継承者の指定などを規定します。
- ⑤ 『**「いざという時」の意思表示**』は、治る見込みのない病気にかかり、死期が迫ったときに、より自然な死を自分自身で選択し、延命目的の過度な治療行為を行わないように家族や担当医師に伝える要望書を事前に作成しておくことです。これにより自分の意思を実現できる可能性が高まります。
- ⑥ 『**死後事務委任契約**』は、自分が亡くなった後に発生する、葬儀、埋葬、墓所、住まいの後始末などの死後事務を委任する契約です。『**遺言**』では死後事務について規定することはできませんので、別途『**死後事務委任契約**』締結により、自己の意思が実現できるようになります。



## 2、 「継続的見守り契約」 【書式1】

判断能力喪失によって後見監督人選任がなされて、そこで「任意後見契約」が発効します。しかし判断能力は徐々に衰退していきますので、ひとり身の方は、元気な時から自分を見守ってくれて、判断能力の喪失時に後見監督人選任申立手続きをしてくれる人を見つけておくことが必要です。この契約により、毎月1回の訪問などで、自分の健康状態を見守ってもらうことができます。

## 3、 「財産管理等委任契約」 【書式2】

「継続的見守り契約」に追加することができる契約です。判断能力が徐々に衰退していくと、ひとりでは日常の金銭管理を始め、財産管理にも支障をきたすようになってきます。その際の援助を行う契約で、管理事項を個別に決めて対応します。判断能力の衰退状況によって本契約を追加することもできますし、安心を増すために「継続的見守り契約」締結時に同時に契約することもできます。



## 4、 「身元引受保証」

老人ホームや介護施設に入居する際や、病院に入院する際に、身元引受保証を求められることがあります。身元引受保証を依頼できる家族がいない、いても依頼したくないなどの理由から、第三者に保証を依頼したいとのご希望があります。

ただし成年後見人は保証行為が認められていません。当会は任意後見契約締結があれば、任意後見受任者として施設入居等契約書への調印にて対応します。現実的にはこれで施設、病院の了解を得られることが多いと言えます。なお、身元保証引受法人との契約を希望される場合であっても、最近時の問題発生法人の存在から、当会は推薦を行わないこととしています。

## 5、 まず、成年後見制度について

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など、自分で十分な判断を行うことができない人が、財産に関する契約や福祉施設に入居するなどの諸手続きを行うに際して、本人の権利を守るため、また福祉サービスを受けるなどの生活支援を受けることを目的とした制度です。この制度の活用にあたっては、本人の意思が尊重され、本人の希望に沿った支援が受けられます。

## 6、 成年後見制度の種類(類型)

- 本人の判断能力に疑義が発生してからは、『**法定後見制度**』の対象になります。
- 本人の判断能力に問題がなく本人自身で判断できるときは、『**任意後見制度**』を利用することができます。

法定後見制度	後見	<b>【判断能力がほとんどない】</b> ・日常的な買物も自分ではできない。 ・重度の認知症で、常に介護が必要な状態。 	・日常生活に関する行為を除くすべての法律行為(財産管理や[注 1]身上監護[注 2]を代わってしたり、必要に応じて取り消したりする。
	保佐	<b>【常に援助が必要】</b> ・日常的な買物はできるが、重要な財産行為はできない。 ・本人が自覚しない物忘れがしばしばある。 	・申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行う。 ・「重要な法律行為」[注 4]に同意したり、取り消したりする。
	補助	<b>【援助が必要な場合もある】</b> ・重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要がある。 ・物忘れがあり、本人にもその自覚がある。 	・開始手続きなどに、必ず本人の同意が必要。[注 3] ・申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行う。 ・申立時に選択した「重要な法律行為」[注 4]の一部に同意したり、取り消したりする。
任意後見制度	<b>【ひとりで決められる】</b> ・現在は大丈夫だが、将来の不安に備えたい。 	・公証役場で、あらかじめ任意後見契約を結ぶ。 ・判断能力がなくなった時に任意後見契約で決めておいた財産管理や、身上監護に関する法律行為を代わって行う。	

[注1]	<p>財産管理とは、本人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 不動産などの財産の管理、保存、処分など</li> <li>② 銀行やゆうちょ銀行など金融機関との取引</li> <li>③ 収入(年金、給与、預貯金、生命保険など)、支出(公共料金、住宅ローン、税金、保険料など)の管理</li> <li>④ 遺産相続、各種行政上の手続き</li> <li>⑤ 権利証や通帳などの証書類の保管</li> </ol>																
[注2]	<p>身上監護とは、介護契約や施設入所など本人の身上の世話や療養看護に関すること。</p> <p><b>○含まれるもの</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本人の住居の確保に関する契約締結、費用の支払い</li> <li>② 受診、治療、入院に対する契約締結、費用の支払いや、医師から治療法などの説明を受ける際の同席</li> <li>③ 老人ホームなどの施設の入退所、介護サービスなどに関する本人との話し合い、情報収集、契約締結、費用の支払、施設や介護サービスにおける処遇の監視と異議申立て</li> <li>④ 介護保険などの社会保障給付の利用手続き</li> <li>⑤ 教育やリハビリテーションに関する契約締結、費用の支払</li> </ol> <p><b>○含まれないもの</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 毎日の買い物、食事の支度や部屋の片付け、身体介護</li> <li>② マンションの賃貸契約の保証人</li> <li>③ 入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人</li> <li>④ 病気やけがの治療や手術・臓器提供についての同意</li> <li>⑤ 本人の本質的意思が必要な権利(遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚等)</li> </ol>																
[注3]	<p>このような場合に<b>本人の同意</b>が必要</p> <table border="1" data-bbox="252 965 962 1160"> <thead> <tr> <th></th> <th>開始手続</th> <th>代理権</th> <th>同意・取消権</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後見</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>保佐</td> <td>必要(注1)</td> <td>必要</td> <td>必要(注2)</td> </tr> <tr> <td>補助</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 本人以外の申立の場合 (注2) 同意を要する行為を決めた場合</p>		開始手続	代理権	同意・取消権	後見	不要	不要	不要	保佐	必要(注1)	必要	必要(注2)	補助	必要	必要	必要
	開始手続	代理権	同意・取消権														
後見	不要	不要	不要														
保佐	必要(注1)	必要	必要(注2)														
補助	必要	必要	必要														
[注4]	<p>重要な法律行為(民法13条1項)は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 元本の領収・利用</li> <li>② 借財・保証</li> <li>③ 不動産等の重要な財産の権利の得喪</li> <li>④ 訴訟行為</li> <li>⑤ 贈与・遺贈の契約、仲裁の合意</li> <li>⑥ 相続の承認・放棄・遺産分割</li> <li>⑦ 贈与・遺贈の拒絶等</li> <li>⑧ 新築・改築・増築・大修繕</li> <li>⑨ 特定期間を超える賃貸借</li> </ol>																



## 7、『任意後見契約』【書式3】締結のために、「任意後見制度」の一般的な流れを知りましょう。

### 任意後見受任者と委任内容の検討

- ・将来、判断能力が不十分になったときに、どのような生活を送りたいか、誰からどのような支援を受けたいか考える。
- ・本人と任意後見受任者との話し合いにより、委任する内容を決める。



### 任意後見契約

- ・本人と任意後見契約の受任者となる人が、一緒に公証役場で公正証書による任意後見契約を結ぶ。
- ・公正証書の内容は、公証人からの依頼(嘱託)により、東京法務局に登録される。
- ・任意後見人に支払う報酬は、本人と任意後見人との話し合いによって結ばれた契約で決まる。

公正証書作成の基本手数料	11,000 円
登記嘱託手数料	1,400 円
登記所に納付する印紙代	2,600 円
その他(証書代、郵便切手代)	所定金額



### 本人の判断能力の低下



### 任意後見監督人選任の申立て

- ・申立権者…本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者
- ・任意後見制度を利用するために、本人の住所地の家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申立てる。

申立手数料	800 円
郵便切手	裁判所によって相違あり
登記手数料	1,400 円



### 任意後見開始

- ・法定後見制度と同様に、調査、審問などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見人を選ぶ。
- ・任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始される。



### 終了

- ・解除(正当な事由と家庭裁判所の許可が必要)
- ・解任(不正な行為等が判明した場合)
- ・死亡・破産(本人や任意後見人)など
- ・法定後見の開始

## 8、「遺言」の必要性

- ① 「遺言」がない相続の場合、相続人全員が合意した「遺産分割協議書」を作成することになります。しかし、一人でも反対者がいると「遺産分割協議書」が作成できません。決着をつけるためには、家庭裁判所にての「(遺産分割)調停」、「審判」によるしかありません。  
自分の意思を残すためには「遺言」が必要となり、大きな力を発揮します。
- ② 相続人の事務手続きの煩雑さを避けるために「遺言」は効果的です。
  - a. 相続人が多数いて事務負担が大きな場合
  - b. 兄弟姉妹が亡くなり代襲相続による甥姪が法定相続人となっているが常日頃接触がない場合
  - c. 法定相続人が遠方、海外居住の場合などで連絡に多大な手間がかかる場合
- ③ 法定相続人が配偶者と兄弟姉妹(代襲相続人含む)で、配偶者に全てを残したい場合は、兄弟姉妹には遺留分がないため、「遺言」のみで全て完了します。配偶者に対する思いやりとして是非とも活用すべきです。
- ④ 法定相続人がいない場合、財産は国庫に帰属します。
- ⑤ 法定相続人以外で、お世話になった人に財産を譲りたい場合、「遺言」が必要です。
- ⑥ 母校、公益団体等に財産を残したい場合、「遺言」により可能となります。
- ⑦ 法定相続分と異なる配分にしたい場合、「遺言」が必要です。

## 9、「公正証書遺言」の作成支援

「遺言」の隠ぺい、滅失の怖れがなく、確実に自分の意思を残せる、「公正証書遺言」を作成するために、遺言内容の希望を取りまとめて、公証役場にて公正証書遺言を作成するまでの支援を行います。その際に必要な証人2名は当会から派遣できます。なお、公証役場に支払う公正証書作成費用が必要になります。

「遺言」を確実に実施するために『遺言執行者』を指定します。遺言執行者を親族等にしたくない場合は、当会を遺言執行者と指定することができます。



## 10、「いざという時」の意思表示 【書式4】

医療の現場では、生存可能性がある限り医療を行うのが使命とされていて、法制上も尊厳死は認められていません。しかし、自分の意思表示を明確にすることで医療現場を納得させて、自分の意思を通すことができる可能性が大きくなります。



### 【尊厳死宣言書】

治る見込みのない病気にかかり、死期が迫ったときに、より自然な死を自分自身で選択し、延命目的の過度な治療行為を行わないように家族や担当医師に伝える要望書です。公正証書が望ましいと言われます。

## 11、「死後事務委任契約」 【書式5】

自分の死後の葬儀、埋葬、その他あとしまつ等は、「成年後見制度」の後見人や「遺言」執行者は対応できませんので、その事務を行ってくれる人が必要になります。家族がいれば任せられますが、いない場合については検討が必要です。そこで、対応できる人と結ぶのが死後事務委任契約です。死後事務の内容、費用を決めて、安心できる人に委任することになります。

## 12、「倫理宣言」

当会の原点は社会貢献活動を行うことです。利益本位に陥りがちな悪しき動機の成年後見人にならないことを宣言します。そのため原則、遺言などで当会が寄付を受け取るようにお誘いすることはありません。ご寄付のご相談を受けた際は、お話し合いにより、最適な寄付先をご提案させていただきます。

認定NPO法人東葛市民後見人の会

本部 〒270-1132 千葉県我孫子市湖北台 6-5-20

電話・FAX 04-7187-5657

Email [Info@t-shimin-kouken.org](mailto:Info@t-shimin-kouken.org)

URL <http://t-shimin-kouken.org>

支部 我孫子・柏・鎌ヶ谷・流山・野田・松戸

(執筆) 経営企画室 西沢芳樹

(略歴) CFP・産業カウンセラー・宅建取引士  
慶応義塾大(法)卒、旧東洋信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)、三菱UFJファイナンシャル・グループの相続コンサルタント会社等に、通算43年勤務。

法人後見部 研修委員会  
(作成) 平成28年3月



【書式 1】

**継続的見守り契約書**

**(契約の目的)**

第1条 委任者 ○○○○（以下「甲」という。）及び受任者 認定 NPO 法人東葛市民後見人の会（以下「乙」という。）は任意後見監督人が選任されて別途締結した任意後見契約（平成○○年 ○○月○○日付千葉地方法務局所属公証人作成任意後見契約公正証書）が効力を生ずるまでの間、又は第5条もしくは第6条第1号から第6号に定める事項の生ずるまでの間（以下「本契約期間」という。）、「市民が市民を支える」社会を実現するという価値観を共有し、面談等を通してお互いの信頼関係を深めるとともに、ともに、乙は甲の尊厳と意思を尊重し、身上面に十分配慮することを目的として、継続的見守り契約（以下本契約という。）を締結する。

**(訪問)**

第2条 本契約期間中、乙は、第1条の目的を達するため、甲の生活の本拠地を毎月1回、定期的に訪問して甲と面談し、甲の生活状況及び心身の健康状態の把握に務めるものとする。

2 前項の具体的な訪問日は、甲と乙の協議によって定める。

3 甲および乙は、電話連絡等を通して前条の面談を相互に補完する。

4 乙は、第1項に定める訪問日以外であっても、乙が特に必要と認めた場合または甲から要請があつた場合は、随時訪問し、面談する。

5 甲は、乙の訪問・面談が、第1条に定める事務を行うためのものであって、甲の身の世話や、世間話の相手、買い物の手伝い等のためのものでないことを承知する。

**(見守り義務)**

第3条 乙は、前条の訪問を通じて、家庭裁判所に対する任意後見監督人選任の請求をなすべきか否かを、常に考慮し、判断しなければならない。

2 前項のほか、乙は、甲の身上面にも十分配慮し、甲が加療を要する傷病を負ったことを知ったときは、必要があれば受診・入院等の手配をする。

**(報酬)**

第4条 甲は、乙に対し、第2条第1項に定める定期的な連絡に関する報酬として、金※○○○○円を支払う。 ※1回あたり 5,000 円程度が普通です。

2 前項の支払い方法は、本契約時に6か月分を一括して支払い、以後6か月経過ごとに次の6か月分を一括して支払うものとする。ただし、本契約が期間の途中で終了した場合は、乙がすでに受領済みの報酬は、終了月以降の分を月割計算し、甲、甲の相続人又は甲の法定代理人に返却するものとする。

3 甲は、乙に対し、第2条第4項に定める不定期の訪問に関する報酬として、1回の訪問につき金5,000円を当該事務終了後に加算して支払うものとする。

**(契約の解除)**

第5条 甲は、いつでも本契約を解除することができる。

2 乙は、本契約の趣旨に照らし正当な理由がない限り、本契約を解除することができない。

(契約の終了)

第6条 本契約は、次の事由により終了する。

- (1) 甲が死亡したとき又は乙が解散したとき
- (2) 甲又は乙が破産手続開始の決定を受けたとき
- (3) 甲が後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けたとき
- (4) 任意後見契約が解除されたとき
- (5) 任意後見監督人選任の審判が確定したとき
- (6) 乙がNPO法につき、戒告・業務停止・業務禁止の懲戒を受けたとき

(守秘義務)

第7条 乙は、本件事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

本契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲および乙が署(記)名押印の上、各自1通を所持するものとする。

以上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

委任者(甲)

受任者(乙) 千葉県我孫子市湖北台6丁目5番20号  
認定NPO法人東葛市民後見人の会  
理事長 星野 征朗

印

印

【 書式 2 】

**財産管理等委任契約書**

本委任契約の委任者〇〇〇〇（以下「甲」という。）および受任者認定 NPO 法人東葛市民後見人の会（以下「乙」という。）は、次のとおりのサービス（以下「サービス」という。）に関する契約を締結する。

**（内容）**

第 1 条 この契約におけるサービスの内容は、別表に掲げる「認定 NPO 法人東葛市民後見人の会 権利擁護サービス項目」の範囲内とする。

**（支援プラン）**

第 2 条 乙は、甲との協議により、本契約に関連する必要な支援プランを作成し、当該支援プランに基づきサービスを提供する。

- 2 甲または乙は、支援プランの変更が必要と認めた場合は、支援プランを見なおすことができる。ただし、乙は、甲の心身に重大な変化があったときは、甲の同意を得ることなく甲の生活に必要な支援プランを作成し、サービスを提供する。

**（契約期間）**

第 3 条 契約の期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から甲の死亡時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本契約は、次の場合に終了する。
  - (1) 甲について任意後見監督人が選任され、任意後見契約が効力を生じたとき。
  - (2) 甲が後見開始の審判を受け、甲について成年後見人が選任されたとき。

**（利用料）**

第 4 条 乙は、その月の利用料の合計額を翌月に甲に対して請求する。

- 2 甲は、その月の利用料の合計額を翌月末日までに、乙に支払うものとする。
- 3 利用料が改定された場合には、当該利用料を第 2 項および前項に規定する方法により乙に支払うものとする。

**（契約の解除）**

第 5 条 甲は、いつでもその申し出により本契約を解除することができる。

- 2 乙は、甲に対するサービスの提供が不相当と認められる事情が生じたときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙は、前項の規定により本契約を解除しようとするときは、甲の状況を調査のうえ決定し、その旨甲に通知するものとする。

**（損害賠償）**

第 6 条 乙は、乙の責により甲の財産に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

**（情報の守秘義務）**

第 7 条 乙は、この契約に関して知り得た甲に係る個人情報を守秘しなければならない。この契約終了後も、同様とする。

**（苦情の申立て）**

第 8 条 甲は、いつでも乙にこの契約についての苦情を申し立てることができる。

この契約を証するために、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名・押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲

印

乙 千葉県我孫子市湖北台 6 丁目 5 番 20 号  
認定 NPO 法人東葛市民後見人の会  
理事長 星野 征朗

印

**認定 NPO 法人東葛市民後見人の会 権利擁護サービス項目**

<b>A 福祉サービス利用契約等に関する支援</b>	
A-1	介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
A-2	要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て
A-3	介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払
A-4	福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
A-5	福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に関する異議申立て
<b>B 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する支援</b>	
B-1	生活費の送金
B-2	日用品の購入その他日常生活に関する取引
B-3	日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入
<b>C 定期的な収入の受領及び費用の支払いに関する支援</b>	
C-1	定期的な収入の受領及びこれに関する手続き（家賃、地代、年金、障害手当金、その他社会保険給付等）
C-2	定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続き（家賃、地代、公共料金、保険料、ローンの返済金等）
<b>D 財産の管理・保存・処分等に関する支援</b>	
D-1	甲に帰属する財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産（預貯金[F1・F2]を除く。）並びにその果実の管理・保存
D-2	上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更（売却、賃貸借契約の締結・変更・解除、担保権の設定契約の締結・変更・解除）
<b>E 証書等の保管及び各種の手続きに関する支援</b>	
E-1	甲に帰属する証書等その他これらに準ずるものの保管及び事項処理に必要な範囲内の使用
E-2	登記、供託の申請
E-3	住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求
E-4	税金の申告・納付
<b>F 金融機関との取引に関する支援</b>	
F-1	甲に帰属する預貯金に関する取引（預貯金の管理、振込依頼・払戻し、口座の変更・解約等。以下同じ）
F-2	預貯金口座の開設
F-3	貸金庫取引
<b>G 医療に関する支援</b>	
G-1	医療契約の締結・変更・解除及び費用の支払
G-2	病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
G-3	差額室の料金の支払
G-4	診療の立会い

<b>H 住居に関する支援</b>		
	H-1	居住用不動産の購入
	H-2	居住用不動産の処分
	H-3	借地契約の締結・変更・解除
	H-4	借家契約の締結・変更・解除
	H-5	住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除
<b>I 保険に関する支援</b>		
	I-1	保健契約の締結・変更・解除
	I-2	保険金の受領
<b>J 以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する支援</b>		
	J-1	裁判外の和解（示談）
	J-2	仲裁契約
	J-3	行政機関等に対する不服申立て及びその手続きの追行
	J-4	弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項について授權すること
<b>K 複代理人・事務代行者に関する支援</b>		
	K-1	複代理人・事務代行者に関する事項
	K-2	事務代行者の指定
<b>L 以上の各事項に関する支援</b>		
	L-1	以上の各事項の処理に必要な費用の支払
	L-2	以上の各事項に関連する一切の事項

※ 相手先によっては、認定 NPO 法人東葛市民後見人の会による上記支援が行えない場合があります。

【 書式 3 】

**任意後見契約公正証書**

本公証人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、委任者〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び受任者認定 NPO 法人東葛市民後見人の会（以下「乙」という。）の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

**（契約の趣旨・契約の発効）**

- 第1条 甲は、乙に対し、今後病気等により正常な判断ができなくなった場合に備え、平成〇〇年〇〇月〇〇日、任意後見契約に関する法律（以下「任意後見契約法」という。）に基づき同法第4条1項所定の要件に該当する状況（精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況）における甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「後見事務」という。）を委託し、乙はこれを受任する。
- 2 前項の契約（以下「本契約」という。）は、任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。
- 3 本契約締結後の甲乙間の法律関係については、任意後見契約法及び本契約に定めるもののほか、民法の規定に従う。

**（後見事務の範囲・管理対象財産）**

- 第2条 甲は、乙に対し、別紙1「代理権目録」（同目録第1代理権を付与する事項、及び第2の「同意（承認）を要する旨の特約目録」）記載の後見事務（以下「本件後見事務」という。）を委任し、その事務遂行のための代理権を付与する。
- 2 乙は、同代理権目録第2「同意（承認）を要する旨の特約目録」所定の事務を行なうときは、任意後見監督人の書面による同意を得るものとする。
- 3 乙が本件後見事務により管理する財産は、甲の所有する全財産とする。

**（任意後見監督人の選任）**

- 第3条 本契約締結後、甲が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になり、乙が本契約による後見事務を行なうことを相当と認めたときは、乙は、遅滞なく、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任の審判を申し立てなければならない。

**（本人の意思の尊重・身上配慮義務）**

- 第4条 乙は、本件後見事務を遂行するに当たっては、甲の意思を尊重し、かつ、甲の身上に配慮するものとし、その事務遂行のため、月2回程度を基準にして甲と面接し、ヘルパーその他日常生活援助者から甲の生活状況につき報告を求め、主治医その他医療関係者から甲の心身の状態につき説明を受けるなどにより、甲の生活状況及び健康状態の把握に努めるものとする。

**（いざという時の意思表示）**

- 第5条 乙は、本契約第2条の代理権目録に定めた後見事務を遂行するに当たって、甲の作成にかかる別紙「いざという時の意思表示（公正証書）」（平成〇〇年〇〇月〇〇日付千葉地方法務局所属公証人〇〇作成同年第〇〇〇号公正証書。同公正証書については、甲の希望により謄本1通を作成し、

乙に交付済みである。)を本人の意思として尊重し、これに沿った内容の介護、福祉、医療その他のサービスが実現するように努めるものとする。ただし、この「いざという時の意思表示」によって代理権目録に記載した乙の代理権に制限を加えるものではなく、また、乙がこの「いざという時の意思表示」の内容に沿って本件後見事務を行なうことが甲の福祉に適当でないと判断したときは、任意後見監督人との協議により「いざという時の意思表示」の趣旨を斟酌し、より適切な本件後見事務を行なうものとする。

#### (証書等の保管等)

第 6 条 乙は、甲から本件後見事務遂行のために次の証書等（以下「証書等」という。）の引き渡しを受けたときは、甲に対しその明細及び保管方法を記載した預り証を交付する。

①登記済権利証 ②実印・銀行印 ③印鑑登録カード ④預金通帳、株券その他の有価証券 ⑤年金関係書類 ⑥キャッシュカード ⑦重要契約書類 ⑧保険証券 ⑨その他甲と乙が合意したもの

- 2 乙は、前項の証書等の引き渡しを受けたときは、これを保管するとともに、本件後見事務遂行のために使用することができる。
- 3 乙は、本契約の効力発生後甲以外の者が第 1 項記載の証書等を占有所持しているときは、その者からこれらの証書等の引き渡しを受けて、自らこれを保管することができる。
- 4 乙は、本件後見事務を遂行するために必要な範囲で甲宛の郵便物その他の通信を受領し、本件後見事務に関連すると思慮するものを開封することができる。

#### (書類の作成)

第 7 条 乙は、本件後見事務を遂行するに当たり次の書類を作成保管するものとする。

- (1) 任意後見監督人選任時における財産目録及び証書等の保管等目録
- (2) 本件後見事務に関する会計帳簿及び事務遂行日誌
- (3) 本件後見事務終了時における事務引継関係書類及び財産目録

- 2 乙は、前項の作成書類を本契約終了後 10 年間保存しなければならない。

#### (費用の負担)

第 8 条 乙が本件後見事務を遂行するために必要な費用は、甲の負担とし、乙はその管理する甲の財産から、これを支出することができる。

#### (報酬)

第 9 条 甲は、乙に対し、任意後見監督人を選任して後見事務を開始するための報酬として、金 5 万円（消費税及び印紙代、交通費等の実費別）を支払うものとし、乙は、本契約の効力発生後その管理する甲の財産からその支払を受けることができる。この報酬には後見監督人選任申立書作成並びに申立手続き報酬および財産目録作成報酬を含む。

- 2 甲は、乙に対し、本契約の後見事務処理の報酬として、月額金 ※ 〇〇〇〇円を翌月 1 日に支払うものとし、乙は、その管理する甲の財産からその支払いを受けることができる。ただし、乙の事務処理が出張を伴い、その事務処理時間が 5 時間を超えた場合は、1 日につき 3 時間以内は金 4 千円（消費税及び交通費等の実費別）を、3 時間を超えるときは金 8 千円（消費税及び交通費等の実費別）を別途支払うものとする。 ※個々のケースで違いますが、ボランティアな報酬で対応できます。
- 3 甲は乙に対し、乙が行う継続的管理事務以外の事務に関する報酬及び日当を次の各号の基準により支払うものとし、甲の財産からその支払いを受けることができる。

(1) 報酬

乙が各種の手續申請等継続的管理事務以外の事務を処理する場合は、金 1 万円から 2 万円までの範囲内で手続き内容を勘案して乙が定める。

(2) 日当

1 時間につき金 1 千円以内とし、以下の基準に基づき算出するものとする。

ア 原則として、代理権目録 1 に記載した事務に要した時間については適用しない。

イ 代理権目録 2 に記載した事務遂行のために必要となる、関係者との事前打合せや報告・説明・調査等に要した時間で、第 7 条第 1 項(2)の事務遂行日誌に記載したものに限り適用する。

ウ 本項 (1) の報酬と重複して算出することはできない。

エ 1 日当たりの日当金額は金 10,000 円を限度とする。

オ 出張を要するものについては、前項ただし書きを適用し、本項は適用しない。

4 第 2 項の報酬額が次の事由により不相当となった場合には、甲及び乙は、任意後見監督人と協議のうえ、これを変更することができる。

(1) 甲の生活状況又は健康状態の変化

(2) 経済情勢の変動、その他現行報酬額を不相当とする特段の事情の発生

5 前項の場合において、甲がその意思表示をすることができない状況にあるときは、乙は、任意後見監督人の書面による同意を得てこれを変更することができる。

6 第 3 項の変更契約は、公正証書によってしなければならない。

(報告等)

第 10 条 乙は、任意後見監督人に対し、3 か月ごとに、本件後見事務に関する次の事項について書面で報告する。

(1) 乙が管理する甲の財産の管理状況及び甲の身上監護につき行った措置

(2) 費用の支出及び使用状況及び報酬の收受

2 乙は、任意後見監督人の請求があるときは、いつでも速やかにその求められた事項につき報告する。

(契約の解除)

第 11 条 任意後見監督人の選任される前においては、甲又は乙はいつでも公証人の認証を受けた書面によって、本契約を解除することができる。

2 任意後見監督人が選任された後においては、甲又は乙は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第 12 条 本契約は、次の場合に終了する。

(1) 甲が死亡または破産したとき

(2) 甲が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき

(3) 乙が解散または破産、その他の事由により事業を終了したとき

(終了時の財産の引継)

第 13 条 乙は、本契約が終了した場合は、本件後見事務を甲、甲の相続人、遺言執行者、受遺者、相続財産管理人又はその他甲の法定代理人等に速やかに引き継ぐものとする。残余財産、帳簿類及び証書類等の引き渡しについても同様とする。

- 2 前項の事務遂行に要する費用は、甲の財産から支出する。
- 3 第1項の場合において、甲の死亡により終了した場合に限り、甲は乙に対し、第1項の事務遂行に対する報酬を支払うこととし、甲の財産から支出する。
- 4 第3項の報酬額は金5万円以内とし、手続内容を勘案して乙が定める。但し、乙が甲の遺言執行者に就任する場合は遺言執行報酬に含まれるものとし無償とする。

#### (後見登記)

第14条 乙は、本契約に関する登記事項につき変更が生じたことを知ったときは、嘱託により登記がなされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。

- 2 乙は、本契約が終了したときは、嘱託により登記がなされる場合を除き、終了の登記申請をしなければならない。

#### (守秘義務)

第15条 乙は、本件後見事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

#### (後見等開始審判の申立て)

第16条 本契約締結後、甲の利益のため特に必要があると認めるときは、乙は、家庭裁判所に対し、後見等開始の審判の申立てをすることができる。

- 2 乙が前項の申立てをしたときは、甲は乙に対し、報酬として金5万円（消費税及び印紙代、交通費等の実費別）を支払うものとする。

#### (後見事務担当者の届出)

第17条 乙は、甲に対し、後見事務を行なうに当たり後見事務担当者を選任し届けるものとする。

## 代理権目録

### 第1 代理権を付与する事項

- 1 財産の管理、保存及び処分に関する事項
- 2 金融機関等との預貯金取引及び貸金庫契約に関する事項
- 3 投資信託の管理・解約・売却及び有価証券の管理・売却、その他株式等証券取引、為替取引、これらに類する一切の金融商品取引
- 4 定期的な収入の受領、定期的な支出・費用の支払いに関する事項
- 5 生活費の送金、生活に必要な財産の購入に関する事項
- 6 借家契約の締結、変更、解除などに関する事項
- 7 相続の承認及び放棄、遺産分割又は遺留分減殺請求に関する事項
- 8 保険・共済契約の締結、保険金等の受領など保険に関する事項
- 9 各種登記の申請、住民票・戸籍謄抄本・登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求・受領
- 10 信書・封書(郵便物)の受領
- 11 要介護認定の申請、認定の承認又は異議申し立て等に関する事項
- 12 介護契約、その他の福祉サービスの利用契約に関する事項

- 13 有料老人ホームの入居契約を含む福祉関係施設への入所に関する契約、その他の福祉関係の措置等に関する事項
- 14 居住用不動産のリフォーム及び修繕に関する事項
- 15 医療契約、入院契約に関する事項
- 16 訪問販売、通信販売等各種取引の申込みの撤回、契約の解除、契約の無効、取り消しの意思表示並びに各種請求に関する事項
- 17 各種紛争処理のための裁判外の和解(示談)、仲裁契約及び弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第 55 条第 2 項の授権をすること
- 18 新たな任意後見契約の締結に関する事項
- 19 復代理人の選任及び事務代行者の指定に関する事項
- 20 以上の各事項に関する一切の事項

## **第 2 同意(承認)を要する旨の特約目録**

- 1 不動産の処分
- 2 福祉関係施設、有料老人ホームへの入所・入居契約の締結、変更及び解除
- 3 弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第 55 条第 2 項の特別授権事項について授権すること
- 4 復代理人の選任

【書式 4】

「いざという時」の意思表示公正証書

本公正人は、〇〇〇〇の囑託により、平成〇〇年〇〇月〇〇日、その陳述内容が囑託人の真意に基づくものであることを確認の上、以下のとおり陳述の趣旨を録取し、公正証書を作成する。

私、〇〇〇〇は、本公正証書とは別に私の身上監護及び財産管理に関し、任意後見契約を結びました（平成〇〇年〇〇月〇〇日付千葉地方法務局所属公正人〇〇作成同年第〇〇号公正証書）が、万一の場合に備えて、私を支えている方々に以下の要望と希望を宣言します。

私が、健康で自らの意思に基づいて財産の管理、処分、事務処理また医療行為の判断等ができる間は、なるべく自分で処理したいと思いますので、任意後見の受任者は、私の指示する部分についてのみ代理してください。この宣言は、私が撤回しない限り、これを尊重してください。もちろん、財産等からして無理ならやれる範囲でお願いいたします。

**第1 介護について**

(1) 介護の希望 今の自宅での、財産に応じた手厚い介護を希望します。

(2) 施設に関する希望

上記(1)に記載した通り、今は自宅を終の棲家として生活したいと考えています。

しかし、介護サービスを利用して客観的に在宅での生活が難しい状態になった場合には施設の入所手続きをしてください。その際はできるだけ現在の住所に近く、また静かな場所で、少し利用料が高くてもきれいな場所を選んで欲しいです。

(3) 施設に入所が決まり、自宅に帰ることができなくなった場合には自宅の賃貸契約を解約してください。その場合、自宅内の動産は予め私が、施設に持っていくもの、思い出の品など捨てないものを指示しておきますのでその他は処分してください。

**第2 医療行為について**

**1 医療行為についての意思**

医療行為については、その時考えます。ただし、私がある時意思表示できないときは、次に掲げる内容に従って実施してください。ただし、私の苦痛を和らげる処置は最大限実施してください。

(1) 回復可能な医療、すなわち障害を残すことなく治療する医療は行ってください。しかし、人として尊厳を保てない永続する障害を残す回復不可能な結果になる医療行為はのぞみません。

(2) 緩和ケア、すなわち痛みと苦痛はとつて下さい。痛みを最小限にする方法として、麻薬（モルヒネなど）を使用してください。

(3) 点滴（輸液）は、脱水の治療などで最小限度行ってください。すなわち、私の苦痛を和らげる処置としての点滴（カロリー輸液）は、最小限度でしてください。

(4) レントゲン検査、血液検査、抗生物質投与は安楽を増す目的以外にはしないで下さい。しかも延命に繋がる、手術などはしないで下さい。集中治療室 ICU での治療も必要ありません。

(5) 基本栄養は、食事として口から食べさせて下さい。問題がないようなら、必要な水分はすべて口から与えてください。

(6) 胃ろう（経管栄養）は、行わないでください。また、延命に繋がる経鼻胃チューブもやらないでください。

(7) インフルエンザの予防接種等一般的になされる予防接種については行ってください。

## 2 手術等医療行為の場合の同意書

医療行為の同意書については、その時考えます。ただし、私がある時意思表示できないときは、次に掲げる者（任意後見契約の受任者）とします。

主たる事務所 千葉県我孫子市湖北台6丁目5番20号

名称 認定NPO法人東葛市民後見人の会

理事長 星野征朗

## 3 延命治療に関して

不治の状態に陥り既に死期が迫っていると医師2名により診断された場合には、死期を延ばすためだけの延命措置は一切行わないでください。

私は日本尊厳死協会に入会し会員になっています。入会日〇〇年〇〇月〇〇日 会員番号〇〇です。

協会の「尊厳死の宣言書」に平成〇〇年〇〇月〇〇日付で署名しています。

## 第3 葬儀・埋葬について

### 1 葬儀と埋葬の希望

任意後見受任者を葬儀執行人として、関係者による簡素な葬儀をお願いします。

葬儀は〇〇葬儀場（電話番号〇〇）にてお願いいたします。葬儀費用は支払済みです。

供養及び納骨並びに永代供養については、菩提寺である〇〇寺（所在：〇〇電話番号：〇〇）に依頼することをお願いします。

### 2 死亡の場合の連絡先について

菩提寺である〇〇寺のご住職に私の葬儀にお出で頂き、読経をあげていただくことをお願いしてありますのでご連絡ください。→または、別にしたためます。

## 第4 ペットや家具などの取扱いについて

→ これらの希望を示すこともできます。

以上

## 死後事務委任契約書

本公証人は、委任者 ○○○○（以下甲という。）及び受任者認定 NPO 法人東葛市民後見人の会（以下乙という。）の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

### （契約の趣旨及び発効）

第1条 甲は乙に対し、甲と乙との間で本契約と同時に締結する「任意後見契約」に付随する契約として、甲の死亡後における事務を委任し、乙はこれを受任する。

### （委任事務の範囲）

第2条 甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下「本件死後事務」という）を委任する。

- (1) 菩提寺への連絡事務
- (2) 密葬、火葬、納骨、埋葬、永代供養に関する事務
- (3) 医療費、老人ホーム等の施設利用料その他一切の債務弁済事務
- (4) 家財道具や生活用品の処分に関する事務
- (5) 行政官庁等への諸届事務
- (6) 以上の各事務に関する費用の支払い

2 甲は、乙に対し、前項の事務処理にあたり、乙が復代理人を選任することを承諾する。

### （葬儀）

第3条 葬儀は○○ 葬祭場（住所○○ 電話番号○○）に依頼する。

### （納骨、埋葬、永代供養）

第4条 第2条第1項の納骨及び埋葬は、次の場所にて行うものとする。

○○寺（住所○○ 電話番号○○）

2 乙は甲の預託金の中から、甲の永代供養の費用として葬儀終了後納骨の際、菩提寺である○○寺（住所○○ 電話番号○○）に金 100 万円※を支払うこと。 ※一般的な金額です。

### （連絡）

第5条 甲が死亡した場合、親族等への連絡は不要である。

### （費用の負担）

第6条 乙が本件死後事務を遂行するために必要な費用は、甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用及び4条2項の費用につき、甲から予め預託金として金 100 万円を預り、預託金の中から支払うものとする。預託金が不足する場合は遺言執行者もしくは相続人から支払いを受けることができるものとし、預託金が余った場合は遺言執行者もしくは相続人に返却するものとする。

3 乙は預託金を預かった場合は甲に対して保管方法を記載した預かり証を甲に交付するものとする。

### （報酬）

第7条 甲は、乙に対し、本件死後事務の報酬として、金 5 万円（消費税別）を支払うものとし、本件死後事務終了後、乙は、その管理する甲の財産から、または甲の遺言執行者もしくは相続人より甲の遺産の中から、支払いを受けることができるものとする。

### （契約の変更）

第8条 甲又は乙は、甲の生存中、いつでも本契約の変更を求めることができるものとする。

**(契約の解除)**

第9条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生した場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が甲の財産を故意又は過失により毀損し、その他乙の行為が甲に対して不法行為を構成し、そのために乙との信頼関係が失われたとき。
- (2) 乙が本件死後事務を遂行することが困難となったとき。

2 乙は、経済情勢の変化、その他相当の理由により本契約の達成が不可能もしくは著しく困難となったときでなければ、本契約を解除できないものとする。

**(委任者の死亡による本契約の効力)**

第10条 甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、甲の相続人は、委任者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。

**(契約の終了)**

第11条 本契約は、次の場合に終了する。

- (1) 甲が破産手続き開始の決定を受け、又は後見、保佐もしくは補助開始の審判を受けたとき。  
但し、後者にあつて甲の相続人に本件死後事務を行うものがない場合を除く。
- (2) 乙が解散または、破産その他の事由により事業の継続ができなくなったとき。
- (3) 甲と乙が別途締結した「任意後見契約」(平成〇〇年〇〇月〇〇日付千葉地方法務局所属公証人〇〇作成同年第〇〇号公正証書)が解除されたとき。

**(管理財産の返還、清算)**

第12条 本件死後事務が終了した場合、乙は、その管理する甲の財産から費用及び報酬を控除し、残余財産については、これを遺言執行者、相続人または相続財産管理人に返還しなければならない。

**(報告義務)**

第13条 乙は遺言執行者、相続人又は相続財産管理人に対し、本件死後事務終了後1か月以内に、本件死後事務に関する次の事項について書面で報告するものとする。

- (1) 本件死後事務につき行った措置
- (2) 費用の支出及び使用状況ならびに報酬の収受

**(守秘義務)**

第14条 乙は本件死後事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

**(協議)**

第15条 本契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

以上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

委任者

印

受任者 千葉県我孫子市湖北台6丁目5番20号  
認定NPO法人東葛市民後見人の会  
理事長 星野 征朗

印

【 メモ欄 】

A large rectangular box with a solid black border, containing 20 horizontal dashed lines. This area is intended for taking notes or providing additional information.

